電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第三条の四）

第二章　電気事業

第一節　小売電気事業

第一款　事業の登録（第三条の五―第三条の十一）

第二款　業務（第三条の十二―第三条の十五）

第二節　一般送配電事業

第一款　事業の許可（第四条―第十六条）

第二款　業務（第十七条―第四十条）

第三節　送電事業（第四十一条―第四十五条）

第四節　特定送配電事業（第四十五条の二―第四十五条の十八）

第五節　発電事業（第四十五条の十九―第四十五条の二十一）

第六節　特定供給（第四十五条の二十二―第四十五条の二十六）

第七節　広域的運営

第一款　特定自家用電気工作物設置者の届出（第四十五条の二十七・第四十五条の二十八）

第二款　供給計画（第四十六条―第四十七条）

第八節　あっせん及び仲裁（第四十七条の二―第四十七条の七）

第三章　電気工作物

第一節　適用範囲及び定義（第四十七条の八―第四十八条の二）

第二節　事業用電気工作物

第一款　技術基準への適合（第四十九条）

第二款　自主的な保安（第五十条―第五十六条の三）

第二款の二　環境影響評価に関する特例（第六十一条の二―第六十一条の十）

第三款　工事計画及び検査（第六十二条―第九十四条の八）

第四款　承継（第九十五条）

第三節　一般用電気工作物（第九十六条―第百四条）

第三章の二　土地等の使用（第百四条の二―第百四条の六）

第四章　登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第一節　登録安全管理審査機関（第百五条―第百十八条の二）

第二節　指定試験機関（第百十九条―第百二十六条）

第三節　登録調査機関（第百二十七条―第百三十二条）

第五章　卸電力取引所（第百三十二条の二―第百三十二条の十一）

第六章　雑則（第百三十三条―第百四十二条）

附則

第一条第二項に次の二号を加える。

六　「スポット市場」とは、翌日の特定の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場をいう。

七　「一時間前市場」とは、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。

第二条から第三条までを削る。

第三条の二中「第二条第一項第十四号八」を「第二条第一項第五号ロ」に、「設置する」を「維持し、及び運用する」に改め、同条を第二条とする。

第三条の三中「第二条第一項第十四号八」を「第二条第一項第五号ロ」に、「特定規模需要」を「需要」に改め、「は、」の下に「一の需要場所ごとに」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であって、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部）

二　柵、塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内

三　隣接する複数の前号に掲げる構内であって、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四　道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

第三条の三を第三条とし、第一章中同条の次に次の三条を加える。

（離島）

第三条の二　法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）

第三条の三　法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十万キロワットを超えるもの。）の用に供する送電用の電気工作物であることとする。

（発電事業に係る発電用の電気工作物の要件）

第三条の四　法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であって、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電気的に接続されているものを含む。）とを直接に電気的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

一　出力が千キロワット以上であること。

二　出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えるものであること。

三　発電する電気の量（発電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えると見込まれること。

2　前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電用の電気工作物は、一の発電用の電気工作物とみなす。

第二章第一節から第三節までの節名を削る。